



新編

改正三河後風土記

四

第 門

品目	年	月	日
品目	年	月	日
品目	年	月	日
品目	年	月	日
品目	年	月	日

25
1-4

改正三河後風土記卷第四

目錄

一 有親君親氏君諸國所經歷之事

一 有親親氏兩君為時宗傳付林叢物叢改
免吸物之事

一 親氏君於坂井所男子出生於本郷地
親氏君斬乳諸郷事

一 發沼之直傳順之事

一 林家系

一 酒井氏之尉家系



A210

1-4A

一 酒井新樂氏の家系

改正之何好凡古記を考す

有規君親氏君諸國所經歷之事

世良田左京之有規君は隆理之元親季の
清子也其清子をは二郎親氏君と申す
公傳是よりして上州新田よりして
上杉謙正禪秀入道より一礼後には京師倉
根を去りて並我枯きんと法園一統宗
有る事は此報きとんる故郷を去りて
出治し末西涼詠を定め其通歴あり

七あり

按すふ松平太郎は長信重の弟の
曾孫には有親波合より戦死し
ありし由載たり是ハ政茂の弟
也又別又故より此より
十六歳の時没けりし由子に
上州をもちい東州へおこし
時小親氏ハ生也治ひしと
已云況運くし一室切し
原書には有親波氏の所父子母の
有故と評述し暫時は信い南家

再興と好すししは徳君の長馬
持氏の幕下より治ひし由
なり永享十年徳倉の持氏京都
將軍普光之院教養教と年捕り
京師園東小政より時有親所父
持氏の理保小魚早川尻の公親
武勇茂張りせ治ひし味方敗れて
徳君小川返りし由持氏の子太郎茂之
能て之廟を告りし由治ひし文進
好又徳の身は治ひし由是は奪りし
宗俊の徳君は太世討死す有親

師父子は之後九辨謝故の軒哉
切ぬ事本國上州小幡治ひ一と
海東にも安居なり一と
永享十一年三月上旬故郷を去り
一と記す其前後の文を云ふ事ハ
相州治乱記の文と其後小幡也然小
幡乱記には有親師父子の事ハ
更不見へは是原書の偽者治乱記の
文中小幡父子の事と一と一と
書如く偽撰せ一と斧斲の痕有之
世には原書と平岩親吉の真著と

誤伝するものも少く一と其原書ハ
小幡原書の如く書如く一とあり今
原書の偽者も交したる事ハ
判たり一と用ひする人疑事なり

有親親氏兩君の時宗信并林義助
光政急吸物之事

有親親氏の師父子上州徳川の故郷と
之を云ひ一と治は石はく一と後者も
情しき匠更の姿も一と一と其装束ハ
兩君を後手松原也一と旗指乃甘原也
磯原の差をもち一と武時は雪の白根と

分りけり小賤の真業の菴の夜を以て
樹下石上を撫とせりまき小雲漢霧よ
やほりそり神を三月つづ年月とま
り天地廣しといふも世は是より
世せし人代凡そらん事とのみ
倅事のと多々もは相州前年の道場
津師光ちよとてくみり青を裁くのみ
所父子とも所京の居と男を愛し髪を
剃り有状は長阿弥親氏は徳河原と
名を改めし後此より永くは撫師と
又前師とまかき佐州より外より小

小笠原大夫清宗の宮林前物光改と
云者りりけり其昔より所知音せり
乃きは佐藤氏の源をと潜きて三月
下旬よ前物光の宮を尋ひりりり
前物光小恨ひ何なる養せんと欲せし
山中一物もれ三月廿九日大雪とて
山中小將一兔一匹を捕望み承り二年
庚申正月三日有親所父子小親意と
献し兔の吸物を奉承此よりして免れ
吸物成り長く所前物光日代義例
とは定らるし其年乃中親前

りつ者家富高家なり女子一人有るまこと
男子也此部は其の有徳のゆゑ小
物語のちりみち々々は貴僧の容色を
見ゆ小尋常の素門は非す宜き由後
心もく人ならん末一人の女子有り歎くは
年々として家傳と讀めたるといふ徳阿保
因重一語は五部多の悦斜るゝは
由より高又定一死算と一嘉吉二一歳
より小其家を譲る曰二年癸亥十二月
一子誕生有り坂井小五郎親傳と稱す高記
二部傳は徳阿保子也其傳は此親傳成長して
四人の名を稱す小徳

後二子を没く娘子は小五郎親傳後小
氏忠と改定正四年癸未二月九日の生也
なり後小五郎尉氏忠入道傳賢といひ
一は是也二男は與那部親重といひ曰六年
乙酉十二月廿九日又生傳氏忠入道の子二人
有り嫡子は將監忠尚二男は長男尉忠次
なり又與那部親重の子我指樂次正親
と云ふ親う子二人嫡子は與那部重忠後
河内守なり二男與那部忠利後小徳後小
なり其家の子孫繁昌して永く徳川忠
岡園の名臣と稱す徳阿保元東智仁

勇哉備志英傑也。是は血郷血里の
農民共各其仁小女つれ勇小服しぬ。其宗
家富成多り。一は肌民を救ひ棄者
を賑ひ。一は事はは徳く計ふ。一は
此級小血郷の農民を教する事。
願之地はよきなり。以て迎ふ節は其の
女は嘉吉二年小女中を生きて。後病死
あり。一は少中徳河原久。一は嘉吉にて
おこし。一は其以て松平郷小卒を教
はせし。一は是も属家の名屋。一は成室
あり。一は一族多く。何より。一は不足れ。

家富は是れも女子一人の外男子れ。
法方より舞とせんと。中む者多しと
いへとも。ほりて一族を喜ぶ。一は也と
譲りと思へとも。更小其少法もれ。女子は
女子成る。多しとも。徳也もせむ。我時
を。我は是は徳也。心を振る。一は。卷魚
一は。後富の中。分。教は我今貴族の
容辨を何。一は。凡人。一は。其。皆法必
此家。法。西の相。一は。宜く。中。法。家。衆。人
成。一は。其。氏。も。形。化。城。民。也。一は。一
一は。家。富。一。不。是。也。一。但。女。子。一。人。一。一。

しも男子を——新くは忠殿置信の
聲とせり。治り家は忠を譲りてす
——と云徳阿弥中治いりも其阿弥
後人とはあり。忽又置信——榊郷小
後りも之は信重は陸奥——徳阿弥を
尊よせり——家と譲り治り是も榊
を和ら親氏と名乗るひ坂井の仁を以
て後の子小五郎親徳と譲り治り小五郎
坂井を酒井と改たり。親氏は信重の
女の後又を生む——男子恭親君と
松平の家名と定り尚ほは^{酒井の世なり}小五郎は

庶兄と稱——所家此執事とはあり
なりしなり

按するとは松平左衛門尉つゞは治と始
治書より恭親君は親氏君の御堂之
とす是又一説なりとす。徳川系家
名のは御子とす。親徳四男と改め

親氏君新田諸郷事

親氏君親世の者さあやんるよ。今海
一統授けし。此付も南く郷氏を従い
てを。那も切なり。すんは何の付の新
田。今乃地も。得屋き。治りも人。故り

一丁は一丁の切立難一而治郷民を
せん事親一み多哉廣く一て那と九
玉とも憎も者そと志と後一のひ
先道玉階軍富豪の者哉は名好親
武士娘人の子孫一族或は一族親戚の
廣きと在里正亦男女の子ともは
恙く長子養女と一三州一國はいつ
及ハハ隣国もともをぬも武士且富豪の
を友漁族を撰之舞とれ一養女と死せ
長子とは姉を違へ哉は烏帽子子と
せ一益親とをゆく一交りと厚く一

其上賢民を救ひ候者を振一治事
救振りせ一親氏君かく仁意を施一
治事事は可なり英雄の人心と後せ
一とんとよの計畧多制小非は天性仁徳
源一あり一々とは一國の中一其恩は不
感後一佛々神々とか一こみたる坂井
之部屋も和年を部屋もあ人も道宗小
者たる富豪なり一親氏君は和年
坂井あも徳と親縁は名好豊饒漁郷
府を並了作者一徳孤也一は必疎者
理り親氏君と一仁意を施一を

同じ縁を尋ひ傳を束て親之甘つき
来尚との教知す元弘建武は方は
世一四も程なくは別して永享二年
より嘉吉文安富徳享徳康正長祿寛文
文正より却て廿八年の月は百八
一は又授礼して活者は弱を削り
病をば寡戎若くは臣は君城封
属吏は宿名を逐ひ郷民は一授を企
順との土地を侵奪せんとき親氏君は
一族逐者しと述せしむる親氏君は
者悉招く酒飯を餐せしむる宴せしむる

時よの政略を對し何らかは来尚時世の
之の類を思ふは是利也武威漸く衰へ
詭計一流は地起り郷村を騷動し
百姓塗炭の苦を免るは来一族親戚
自國化園小多しといふも子孫は遠く
さす地もさす面も子孫は遠く
詭計も地もさすさす来今氏も
保すといふも左東農高の程も非す
尚も弓馬の家もさすは美濃の業を
絶へし身もを子細もさす氏も地も
姓氏を致すは誰人より考へしき世は

死の基酒の百年片断を切す（も）
たとい長考城保つとも公民よてせし
せんは木石小管（も）（武名を）
世に強（も）は余乃長短は満す（も）及
りす（も）や今より一軍城也（先出郷
陳里を攻（も）一殺祝威（死（も））
た（も）は三州一島小（順とせ）（其後小
化（も）も子我掛人と思（も）は（も）と流（も）
今（も）は一産の輩（も）也（も）（順取
仍（も）吾人好（も）を悦（も）さ（も）一族親戚は
さ（も）なり（も）勇（も）より（も）包（も）海（も）浴（も）す（も）郷民

三百人忽（も）釋（も）集（も）り（も）は（も）先郷小
押寄（も）て（も）順（も）者（も）を（も）味（も）方（も）と（も）す（も）（是（も）我
（も））（後（も）ハ（も）さ（も）る（も）を（も）を（も）攻（も）伐（も）治（も）は（も）其（も）威（も）漸（も）く
威（も）なり（も）三州の内岩付竹谷形原大給
（も）地（も）源（も）海（も）能（も）免（も）是（も）時（も）色（も）す（も）大（も）畧（も）親（も）氏
君（も）小（も）佐（も）張（も）す（も）親（も）氏（も）君（も）代（も）り（も）婦（も）子（も）二（も）部（も）部
奉（も）親（も）君（も）是（も）も（も）弱（も）年（も）形（も）不（も）驍（も）勇（も）（も）
親（も）氏（も）君（も）代（も）り（も）武（も）勇（も）我（も）親（も）（も）治（も）ひ（も）は（も）
近（も）郷（も）皆（も）所（も）知（も）（も）也（も）（も）（も）

昔沼宮直傳水之事

此（も）又（も）三州昔沼宮の順（も）者（も）昔沼宮直傳と

云者あり此定直くこつと後其も其加ハ
正長元年戊申南方小倉處南朝後
高又暖減也也後ハ野州又物を一一と
小倉由司と於之是利也と合戦ハ公頃
其後三州ハ兵ハ甚治治法を後治と
將軍茂教公を恨る事あり小倉處ハ
西方より来り喜り知る又戦終ち小倉
將軍一方と和睦一治ハ其ハ暖減ハ瑞
らせぬハは後治ハ三州ハ一治ハ一治ハ
いつハ一治ハ一治ハ一治ハ一治ハ
かゝるハ俄又軍を起しけ事 京都ハ

少ハ一治ハ將軍之命あり去後大治事與安
同治太郎頼房共事新二部先貞同新部
宣直也成して後治也討す一一と合也
ら後永享六年甲寅二月廿日此人ハ
之州小北あり甚治城を圍む其時新部
宣直は搦手と白ハ勇戦奮ち攻戦
終る後治ハ首討九あり後治ハ才甚治
新六部後治ハ一治ハ將軍家ハ昵近
して忠氣高しハ是後治ハ一治ハ
細也すり一一ハ將軍茂教公恩免有
之乃如く近也と石仕る新部宣直ハ

今自軍切の勅貴とて三州菅沼
徳治の不服を賜る宣也此附り七夜を
改る菅沼と稱一年其地を以て
領居しぬとて親氏君世菅沼と改送ん
とて長福二年戊寅三月六日親氏恭親の
西君大將として菅沼を押寄治り菅沼も
力を盡し訪致すも其時辛巳大勢
より一處に新に城入り其地をも徳治一
つ夜改りては宣也訪りて力を盡し承
して徳治も属す是よりして吾子に近
宣吉吾子新に部定徳吾子新に部貞徳

吾子乃織部正宣如其子織部正宣盈小
を以て代くの所家入り吾子正宣與
沖君代所時高く軍切を以て切はし
稱せし傳親氏君は三州大畧改後
少い直仁元年丁亥四月廿日小治吉
治いしは松平郷澤吉宗より月流小
築り芳樹院殿後山徳前大禅堂と
稱りしは又佐州の位人林義物光興
親氏君三州の軍代起りては徳治
康正二年丙子五月十日一説直仁元年三月三所小
東り親氏君よはしく忠節を以て

是より代々、神家人とせりぬ

案すよ、親氏若御遊を家忠日記に

藤正二年とて、其外文安二年文明

九年との説ありて、一定せず、追年嘉祐

二年壬戌二月武州多麻郡赤中時宗

祿名寺竹林の中より始むせり、古碑小

世良田氏徳政保親氏、應仁一月廿日

彫りたり、官より令りて、其死より

難と治と、一様宗茂、世に傳其有

洋せりす所、て参考と備へ

林家系圖

清和天皇より七代新羅三節帝光孀子兵部大輔

遠光男

遠光

加賀見源仲 信濃守信長下

長清

信濃守信長下 信濃守藤原少景 法名兼實

長純

信濃守藤原信長 号三友道 法名七輝

長忠

又安部 信長下 信長

長政

信濃守 信長下 大藤家 法名長心

長氏

信濃守 信長下 信長

宗長

信濃守 信長下 信長男 号初名 法名順長

貞宗

又安部 信長下 信長男 号初名 法名順長

政長

信濃守 信長下 信長男 号初名 法名順長

長基

信濃守 信長下 信長男 号初名 法名順長

政康

又安部 大藤家 信長下 中朝 号初名 法名順長

持長

又安部 信長下 大藤家 号初名 法名順長

淳宗

任名之親
淳宗 六郎次

長朝

又忠節 任五郎下法信曾
任名之親

光政

西條三郎 治 藤原實氏 勳 仁一
長子 中務 藤原 藤原 藤原 藤原
親氏 親氏 親氏 親氏 親氏 親氏

光友

林原 藤原 治 任 又 長 法 定 名 親
親 忠 不 之 就 治 六 代 月 日 治 治 治 治 治 治
天 文 五 年 廿 四 日 村 紀 七 七 改 七 十 七

忠長

藤原 藤原 治 任 又 改 藤 實 藤 實
任 忠 者 淳 宗 者 三 代 七 七 七

忠滿

藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原
天 文 十 年 之 別 小 治 治 治 治 治 治

忠時

藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原
藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

忠政

藤原

今按す小治原家の系に忠政の兄長朝の
生年を嘉吉二年とす歟の時任忠者乃
所生年より八十年前後なり其年ハ

忠政の有親親氏も君乃時を也は事之
有き事親ひなとせは任て家傳小
經の後考を傳とのなり

酒井大屋尉家譜

有親

徳川家元 甚深源

親氏

三市三郎 徳川系

親治

小治原後任并下段ノ酒井ト稱ス
其ノ別孫并々五郎其ノ女

氏忠

始ハ親忠小治原ノ入道長海峯ト
云云ハ 後海峯ノ家ノ系

忠尚

將監水滌八年 牧野原山田系
後在波洲ト云云ハ親氏

忠次

小治原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原
以テ 忠次ト云フ

家次

小治原 官内藤 徳川系

女子

お尻治八幡 江戸市番使
お小倉川内 入道守勘守後
松平分記侍品 源一 江戸市
忠孝堂主

忠勝

小市 徳五郎 官印痛

忠重

大市 徳五郎 官印痛

案す小宮水系宮宮以重修藩并其
亦修あり武徳大成記宗と以て考ふ小宮系
親徳と記せしは徳太郎之彦親といふ所と
同人なり但當村は家傳の没すも是は
彦親の子と小市氏忠記之六代は府
忠勝只た是府忠親六代は府忠堂と

云其子將監忠昂とす宛水系宮は
彦親より後之事を記さば府忠親より
系と世守といふも於史より二代は官
系といふ記しと実名と混すも六
定うせうくさるること 其実ハ親氏君
より忠次より徳よ二代までは年月合せず
彦親より忠親より一代といふ説ありて
少くも本文の忠親は世より後仍し同く
記せしものなきは系よ不精し
論しあくとこの又氏忠と澤賢と記
すと澤之氏忠は澤賢といふは即忠と

曾孫忠吉は降旗とす又流布し系小
 忠次を降旗の才とすとの流之忠次ハ
 忠吉二男少く忠尚の才一忠尚ハ
 後忠次逐去り後忠次其妻を泄一
 事明ら之

酒井非樂次家系

小守部 親信
 親重 酒井家部

正親 志世
志世 志世 志世 志世

重忠

無守部 経法 下 16 内 曾
 天守 八 年 武 州 川 前 二 百 石 關 之

忠世

無守部 有 年 再 支 輪 世 氏
 經 法 下 16 後

忠利

無守部 經法 下 16 内 曾
 川 前 地 持 出 之 妻 曾 十 又
 志 川 甲 也 經 法 之 女 也

忠勝

無守部 經法 下 16 内 曾
 志 川 甲 也 經 法 之 女 也

忠吉

小 端 親 曾 經 法 下

忠重

内 代 志 重

忠久

左 系

忠末

自 置 不 後 之 忠 勝 之 家 上 成

忠次 居人

按すらふ此書小親重を氏忠の才とす
 親重の一流を非樂次家とす其家の流
 少は廣親の系家忠とす信親忠次
 流系を廣く心親又忠とす又忠府
 忠の流は廣親の子二人見小守部忠

才と改親と云此改親と云改親は
改親と云今高家の子孫と改親と云
改親と云今高家の子孫と改親と云
改親と云今高家の子孫と改親と云
改親と云今高家の子孫と改親と云
改親と云今高家の子孫と改親と云
改親と云今高家の子孫と改親と云
改親と云今高家の子孫と改親と云

改親と云今高家の子孫と改親と云

愛 知 県



1103266431